

令和5年度
事業計画書

社会福祉法人 鹿沼市社会福祉協議会

目次

<基本方針と重点施策>	1
Ⅰ 適切な法人運営と施設管理	2
1. 法人運営の確立	
2. 総合福祉センターの効率的な管理運営	
Ⅱ 地域福祉活動の推進	4
1. 地区社協との連携	
2. 地域福祉活動計画の効率的な推進	
3. 地域包括ケアシステムの推進	
4. みまもり隊活動支援事業の促進	
5. 鹿沼市地域福祉振興大会の開催	
Ⅲ ボランティア活動の推進	6
1. 新たなボランティアの育成	
2. ボランティア団体への支援	
3. 学校と連携した福祉教育の推進	
4. 赤い羽根共同募金運動の実施と活用	
5. 災害ボランティア活動の推進	
6. 関係団体等との連携と支援	
7. 日本赤十字社活動の実施	
Ⅳ 生活困窮者支援と権利擁護事業の充実	9
1. 生活困窮者自立支援事業の推進	
2. 生活福祉資金、生活つなぎ資金の貸付	
3. フードバンクの活動促進	
4. 日常生活自立支援事業（あすてらす）の推進	
5. 法人後見事業について	
Ⅴ 福祉のまちづくり啓発活動の推進	12
1. 啓発活動の充実・強化	
Ⅵ 寄り添う介護と自立支援	13
1. 総合的な相談援助	
2. 要介護等認定者への支援	
3. 障がい福祉サービス事業の推進	
4. 事業の充実と積極的な PR	
Ⅶ 養護老人ホーム「鹿沼市千寿荘」の運営	15
1. 利用者の自立支援と健康管理の促進	
2. リスクマネジメントの推進	
3. 経営基盤の強化と情報公開の充実	
4. 指定管理者受託施設としての取り組み	
Ⅷ 「鹿沼市高齢者福祉センター」の運営	17
1. 利用者の健康と生きがいづくり	
2. 各種イベントの実施	
3. 安全安心の確保と利用促進	
4. 指定管理者受託施設としての取り組み	

基本方針

近年は、急激な人口減少や複雑な社会情勢、価値観の多様化などを背景に「孤独死、虐待、貧困、引きこもり、8050 問題、社会的排除、ヤングケアラー」などの多くの社会問題が顕在化をしています。また頻発する自然災害に加え、長期化する新型コロナウイルス感染症は日本経済、医療体制、ひいては市民活動など、私たちの生活に極めて大きな影響を与え続けています。

このような中、今後ますます多様化・複雑化と思われる福祉ニーズに対応し、本会の基本理念『誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり』を実現できるよう、人と人との絆、地域の絆を大切に、自治会や民生委員、17地区社協、福祉施設、ボランティア、行政等と情報共有を行い、協同しながら、地域の福祉力を一層高めてく必要があります。

令和5年度は、「第4期地域福祉活動計画」運用の1年目であり地域包括ケア推進のため、市民と協働しながら地域福祉活動のサポートをしていきます。

また、全ての住民が住み慣れた地域で自分らしく生活するためにも、地域の支え合い活動を推進し、自助・近所（互助）・共助・公助の視点から地域資源を有効活用した「地域共生社会」の実現を目指して活動をしていきます。

さらに、「生活相談・支援センターのぞみ」において、さまざまな困窮を抱えた方が一日でも早く自立できるよう、就労支援や家計相談など相談者に寄り添った支援を実施します。

介護保険事業及び障がい福祉サービス事業につきましても、引き続き利用者のニーズに寄り添った細やかな支援を目指します。

指定管理施設である「鹿沼市千寿荘」及び「鹿沼市高齢者福祉センター」については、利用者のニーズを的確に把握し、サービスの向上と、さらなる施設運営の効率化を目指します。

重点施策

1 適切な法人運営

コンプライアンス（法令遵守）を徹底し、ガバナンス（統治方法）の強化を図ります。

2 関係団体との連携と協働

関係団体との「連携と協働」により各種施策を進めます。また、市内17の地区社協と綿密な連携を行い、地域福祉サービスの一層の向上を図ります。

3 地域の特性を活かした福祉のまちづくり

「第4期地域福祉活動計画」を基本とし、地域包括ケアのさらなる推進を図ります。

4 ボランティアの育成と顔の見える関係づくり

ボランティアに関心のある市民に対し各種講座の提供をし、その育成を図ります。

また、講座などを通じて、ボランティアとの顔の見える関係づくりを推進します。

5 権利擁護事業の充実

生活困窮者自立支援事業、日常生活自立支援事業（あすてらす）での相談・支援の充実を図り、生活困窮者や判断能力が十分でない高齢者や障がいのある方が安心して地域で生活ができるよう努めます。

6 災害対策事業

大規模災害の再来に備え、常日頃から関係機関との連携に努めます。

7 寄り添う介護と自立支援

利用者のニーズに沿ったきめ細やかな支援を行います。また、時代の変化に対応するため、研修会等に積極的に参加し職員の資質向上に努めます。

8 適正な指定管理施設の運営

市民ニーズに寄り添いながら、効率的及び安定的な施設経営に努めます。

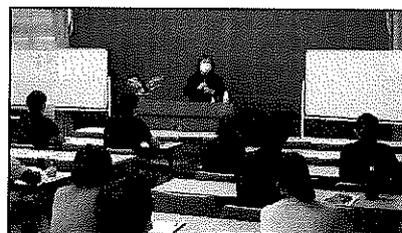
I. 適切な法人運営と施設管理

福祉施策推進の中核組織に相応しい運営基盤を確立するとともに、多様化・高度化する利用者ニーズに対応した「連携と交流による福祉活動拠点施設」として、効果的な総合福祉センター運営を推進します。

1. 法人運営の確立

(1) 法人運営基盤の強化

- ①鹿沼市における社会福祉法人の中核を担う組織として、コンプライアンス（法令遵守）を徹底し、ガバナンス（統治方法）の強化を図ります。（倫理研修等を実施）
また、理事や評議員、監事それぞれの役割を明確化して、相互に連携しながら経営基盤の強化を図ります。
- ②職員の専門性を今まで以上に高め、受託事業等を積極的に受け入れる体制づくりをするため、社会福祉士など専門資格の取得を推奨していきます。
- ③財源の安定化を図るため各関係機関との連携を深めながら、適正な法人運営及び効果的な資金運用に努めます。



全職員を対象とした倫理研修を実施
(令和4年度)

(2) 会員の加入促進

社協は住民会員制度を根幹とした住民（参加）組織であり、社協だより、ホームページ、地区社協の事業等により活動への理解を深め、会員加入を促進します。

	令和3年度（実績）	令和4年度（見込）	令和5年度（目標）
口数	19,214口	18,769口	19,520口
金額	10,236,558円	10,016,952円	10,460,000円

(3) 指定管理施設の受託

養護老人ホーム「鹿沼市千寿荘」及び「鹿沼市高齢者福祉センター」については、新型コロナウイルス等への感染予防対策を徹底し、利用者のニーズを的確に把握し、適正かつ効率的な管理・運営を行うため、鹿沼市との連携を強化していきます。

(4) 固定資産および備品等の適正な管理

物品を購入した際及び購入後の管理については、納品時に管理者による検品等を実施し、また固定資産管理シールの貼付を行うなどして備品等の適正な管理を徹底します。

(5) 適正な予算管理

社会福祉法人を円滑に運営するため、補助金や受託金などの財源確保に努め、各事業種別の精査及び優先順位を意識した予算編成に努めます。

また、定款や同施行細則に則り毎会計年度において内部監査を強化するとともに、中間監査を実施するなど、会計・出納事務を適正に処理します。さらに、経理の専門家等からの助言を得て適正な会計・経理処理を実施するとともに、会計業務に必要な研修等に積極的に参加し職員の資質向上に努めます。

加えて、計算書類等の情報公開により、事業運営の透明化を図ります。

中間監査の実施（11月頃）
内部監査の実施（千寿荘、高齢者福祉センター…各4回/年）
経理研修への積極的な参加
経理研修会の実施（内部職員向け）

(5) 苦情等への適切な対応

市民、利用者及びその家族からの苦情・相談等には相互の信頼関係を損なうことなく適切に対応します。また、必要に応じ第三者委員を開催するなどします。

2. 総合福祉センターの効率的な管理運営

(1) 総合福祉センターの法人運営基盤の強化

竣工後35年が経過し、建物や設備の老朽化に伴う不具合が生じていることから、安全かつ安定した施設運営を行うため、適切に維持補修等を推進していく必要があります。予算の範囲内で計画的に修繕等を行い、適正な保守管理を実施していきます。

さらに、安全対策として防犯カメラを設置し、利用者の安全確保に努めます。

<施工場所>

令和2年度	階段下倉庫扉交換、和室北側の床改修、建物北側外階段及び壁
令和3年度	1階廊下照明修繕、生きがい広場照明修繕、福祉活動の広場照明修繕
令和4年度	生きがい広場小上り撤去・補修、和室南側の床改修

引き続き、ボランティア・各種団体・施設等に機材等を無償貸出しすることにより事業活動を促進するとともに、良好な関係構築に努めます。

また、利便性や安全性を担保しながら、変化していく利用者ニーズに対応した福祉活動拠点に相応しい効率的な運営に努めます。

<主な取り組み>

- ・福祉団体等に対する会議室の無償貸出（夜間の自主管理体制による利便性の向上）
※なお、維持補修費の財源確保のため有償による貸出を検討します。
- ・機材等の無償貸出しによる地域活動の促進 ・市民からの要望に応じた敷材の導入
- ・計画的な施設修繕等 ・効率的な冷暖房の使用によるランニングコスト削減

Ⅱ. 地域福祉活動の推進

地域の全ての人たちが元気で安心して生活を営むことができるよう、地域との連携により福祉のまちづくりを推進します。

1. 地区社協との連携

市内に17ある地区社協（地区福祉活動推進協議会・コミュニティ推進協議会）との連携を密にし、市民とともに地域福祉の推進を図ります。

<主な事業>

- ・地区社協総会への参加
- ・17地区社協合同会議の開催
- ・地区社協事業の支援

2. 地域福祉活動計画の効率的な推進

今年度は第4期地域福祉活動計画運用の1年目であり、地区社協との協働により、さらなる地域福祉の推進と地域共生の実現に向け、計画の基本理念である「地域の誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を推進していきます。

また、今後は市民との協働により、計画の進行管理を行います。

<地域福祉活動計画の主な事業>

- ・地域包括ケアの推進
- ・みまもり事業
- ・ほっとサロン
- ・敬老会事業
- ・各地区社協との連携
- ・災害対策事業
- ・福祉教育の充実

3. 地域包括ケアシステムの推進

各地区の生活支援体制整備（介護予防・生活支援）のさらなる推進を図るため、各地区の第2層協議体の活動の支援を強化します。そのために今年度は第1層協議体を定期的開催し支援の仕組みや応援体制づくりに取り組んでいきます。なお、今年度より第1層生活支援コーディネーターは社協職員が担当します。併せて地区担当職員が情報を共有し地域支援のための専門性を高めていくために情報交換会を継続します。



第1層協議体の様子



中央地区の視察研修

4. みまもり隊活動支援事業の促進

市との連携により、だれもが安心して住み慣れた地域で生活できるよう、ひとり暮らし高齢者やシルバー世帯などへの支援を行う「鹿沼市みまもり隊」に対する支援やコーディネート業務を行います。また、各地区のみまもり隊員の交流等を促し、みまもり隊の活動を支援します。

<主な事業>

- ・利用者のみまもり隊とのコーディネート業務
- ・研修会等の実施
- ・利用者及びみまもり隊への支援

(参考)

令和5年1月27日(金) 鹿沼市民文化センター小ホール

「地域の支えあい応援講座」実施

講師：酒井保 氏

対象：自治会長、民生委員・児童委員、地区社協会長、みまもり隊 等

5. 鹿沼市地域福祉振興大会の開催

令和4年度より地域福祉のさらなる推進と振興を図ることを目指し新たに鹿沼市地域福祉振興大会を開催しています。この大会では主に地域福祉で功労のあった方、ボランティア活動に積極的に活動された方等の功績を顕彰し、併せて地域福祉への理解を深める行事を行います。

今年度もコロナ禍に配慮しつつも充実した内容の大会を実施するよう努力します。

〈令和4年度表彰状及び感謝状授与者数〉

(単位：名・団体)

表彰状贈呈者	感謝状贈呈者
58名	13名・7団体

Ⅲ. ボランティア活動の推進

市民一人ひとりが福祉に関心を持ち、お互いさまと思いあえる福祉のまちづくりを推進します。

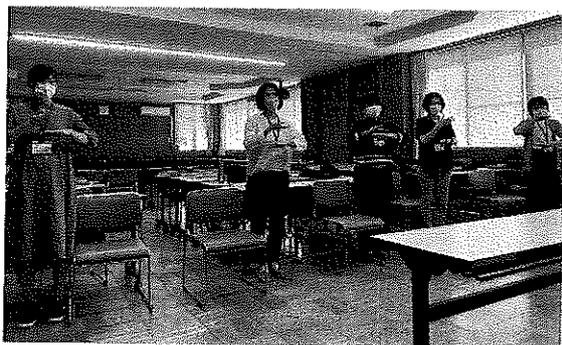
1. 新たなボランティアの育成

ボランティアの育成と活動の促進を図るため、市民だれもが参加できる講座や体験学習により、新たなボランティアを養成します。

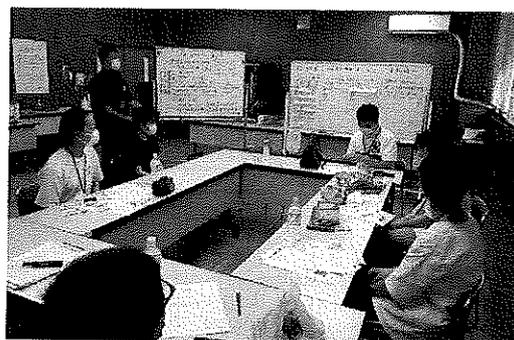
<主な事業>

福祉体験ボランティア講習会

ボランティア養成講座（手話、点訳等）、小学生・中学生・高校生向け福祉講座、認知症に関する講座、ひきこもりに関する講座 福祉教育サポーターの養成



◇手話講座の様子



◇中高生サマースクールの様子

2. ボランティア団体への支援

市民からの寄附金や赤い羽根共同募金を有効活用し、ボランティア団体等への助成を行うことなどで、活動基盤の強化を推進します。

<主な事業>

ボランティア団体への活動援助金交付

赤い羽根共同募金公募助成

赤い羽根 DE 応援事業

ボランティア団体へ各種情報提供

3. 学校と連携した福祉教育の推進

小・中・高等学校に講師等を派遣し、児童・生徒の福祉に関する学びを支援するとともに、学校・地域がつながるようコーディネートしていきます。

市内の小中学校で福祉教育の一環として行われる「車いす・視覚障害者誘導体験」等のサポートをしてもらうボランティアを養成します。

<主な事業>

車いす・視覚障害者誘導体験 手話・点訳講師の学校派遣 高齢者疑似体験
当事者の講話

4. 赤い羽根共同募金運動の実施と活用

毎年10月から12月にかけて行われる赤い羽根共同募金運動に寄せられた募金を、各種地域福祉活動の推進のために活用します。

<主な事業>

- ・認知症カフェやデフサロンなどの福祉活動への支援
- ・新規事業の立ち上げを支援
- ・新小学生へ黄色い帽子の配布
- ・サンタ DE メリークリスマス事業の実施
- ・児童養護施設で行う行事に対する支援
- ・生活困窮者への生活支援
- ・福祉教育学校助成金事業
- ・ひとり親家庭等支援事業

	令和4年度（実績）	令和5年度（見込）
福祉教育学校助成金	7校	10件
	468,000円	1,000,000円



◇児童扶養手当受給世帯への夏のお米の配布会



◇サンタ DE メリークリスマス事業

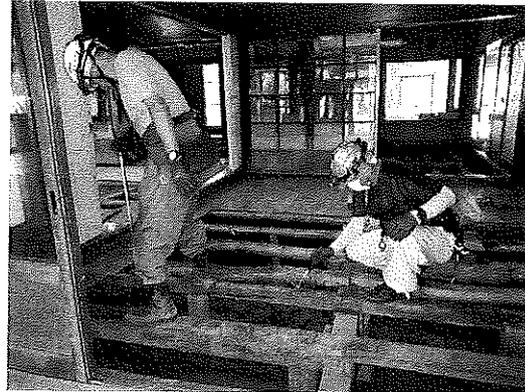
5. 災害ボランティア活動の推進

災害に関わる各種活動により、大規模災害の発生に備えます。

- ・災害ボランティアグループの活動支援、街頭募金の実施、被災地への職員派遣など



◇災害ボランティア養成講座



◇被災地ボランティア活動への支援

6. 関係団体等との連携と支援

ボランティア関係団体との連携を密にしながら各種施策を効果的に展開していきます。
また、団体活動を積極的に支援し、自主的・主体的な活動を促進します。



◇中高生サマースクール
(市内福祉事業所の協力)



◇お米配布会による食支援
(支援団体・ボランティア・企業との協働)

<主な事業>

- ・鹿沼市ボランティア連絡協議会との連携
- ・ひきこもり家族会の運営とひきこもり支援団体との連携
- ・民間企業との連携 など

7. 日本赤十字社活動の実施

毎年5月1日～5月31日を強化月間として日赤社資の募集活動を実施します。併せて年間を通じて主に火災に遭われた方々に対し、見舞金の交付や毛布などの救援物資を提供します。令和5年度も市民の方々が安心して暮らせるように迅速に対応していきます。

- ・日本赤十字社活動の周知及び社資（会費）の募集・・・広報誌、ホームページ等
- ・見舞金及び救援物資等の迅速な交付及び配布・・・消防（予防課）、市と連携
- ・義援金募金箱の設置（必要に応じ）・・・日赤栃木県支部と連携
- ・研修会等の日程調整等・・・日赤栃木県支部と連携

IV. 生活困窮者支援と権利擁護事業の充実

生活困窮者や認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分な方が、地域で孤立せず自立した生活を送れるよう支援します。

1. 生活困窮者自立支援事業の推進

鹿沼市の委託を受け自立相談支援機関「生活相談・支援センターのぞみ」を市役所内に設置し、相談員4名を配置して、生活困窮に関する各種相談に対応します。さらに、訪問や面接を通して相談者に寄り添い、不安感の解消を図りながら、相談者が抱える課題の解決を目指すと共に、就労支援や家計改善支援事業も合わせて行うことで、困窮状態から抜け出せるよう支援していきます。

また、問題の解決に向けては関係機関や地域との連携をより一層強化します。

ア) 訪問活動の充実

ニーズの早期発見や孤立感の解消のため、訪問活動を充実させます。

イ) 家計改善支援事業の実施

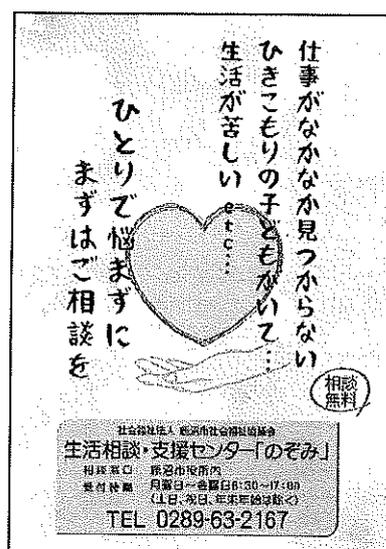
家計の状況を「見える化」し、相談者の家計管理の意欲を引き出すよう支援します。

ウ) 就労支援

ハローワークや関係機関と連携し、相談者の希望に沿った支援をします。

エ) 中間就労の場の開拓

ユニバーサル就労制度等を活用し、企業や社会福祉法人と連携しながら、中間就労の場の開拓を行います。



(単位：件)

	令和3年度(実績)	令和4年度(見込み)	令和5年度(目標)
新規相談件数	324	210	250
延べ相談件数	2,153	1,500	1,800
プラン作成数	45	40	45
家計相談件数	5	7	10

2.生活福祉資金、生活つなぎ資金の貸付

低所得世帯等に貸付を行うことにより、生活の安定を図ります。コロナの影響を受けた生活困窮者へのコロナ特例貸付は、令和4年9月末に終了となりましたが、償還猶予や少額返済、償還計画変更の相談など継続的な支援を行い、必要に応じて関係機関と連携し対応します。

	令和3年度(実績)	令和4年度(見込)	令和5年度(目標)
生活福祉資金	6件	5件	7件
	6,042,000円	5,600,000円	7,000,000円
生活つなぎ資金	26件	28件	30件
	512,000円	756,000円	900,000円

生活福祉資金とは…低所得者や高齢者、障がい者の安定した生活を確保することを目的とした貸付制度で、県社会福祉協議会が実施主体、市社会福祉協議会が窓口となっています。

生活つなぎ資金とは…低所得世帯に対し、次の収入までのつなぎとして小口の生活資金を貸し付けし、安定した生活を営ませることを目的とした貸付制度です。

3. フードバンクの活動促進

フードバンクとは賞味期限が迫っていたり、家庭で不要になった食品の寄附を受け、生活困窮者に無償で配付する制度です。

食品の寄附を受ける他にも、食品の仕分けを「フードバンクボランティア」ともに行い、市民参加の促進を図ります。

ご寄附いただいた食品を利用した配布会を、ボランティアや企業とともに実施し、地域との連携を促進します。

(単位：kg)

	令和3年度(実績)	令和4年度(見込)	令和5年度(目標)
寄附受入	6,825	6,800	7,000
配布	6,336	6,400	6,600



4. 日常生活自立支援事業（あすてらす）の推進

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方を対象に、地域で自立した生活を送れるよう福祉サービス利用援助・日常的金銭管理サービス・書類等預かりなどのサービスを提供し、利用者が安心して生活できるようサービスを提供します

- ① 利用者が安心して地域での生活を送れるよう、一人ひとりに寄り添い、共に歩んでいけるようにサポート体制を整備します。
- ② 福祉関係者へ制度について正しく理解してもらうよう呼びかけます。
- ③ 民間支援員の養成に努めます。

年度	新規契約 件数 (件)	解約件数 (件)	実利用者数 (人)	相談支援等対応件数			
				問合せ (制度・事業) (件)	初回相談受付 (件)	相談援助件数 (件)	合計 (件)
令和3年度 (実績)	8	4	89	22	30	2,924	2,976
令和4年度 (見込)	12	7	93	55	35	2,510	2,600
令和5年度 (目標)	12	5	100	60	40	2,600	2,700

5. 法人後見事業について

令和3年3月に発覚した不祥事により、鹿沼市社会福祉協議会では現在法人後見事業を休止中です。令和5年度は、法人全体として信頼回復に努めながら、関係する会議や研修等に継続的に参加をし、情報の収集に努めます。

V. 福祉のまちづくり啓発活動の推進

各種福祉事業の情報を市民に発信します。

1. 啓発活動の充実・強化

(1) PRの強化

効果的なPRとタイムリーな情報提供により、社会福祉協議会への理解と関心を深めます。

- ・社協だより・・・・・・・・・・・・・・・・内容の充実（年4回発行）
- ・ホームページ、フェイスブック・・・・・・・・リアルタイムな情報発信
- ・社協パンフレット・・・・・・・・社協窓口、公共施設等へ設置



「社協だより」の発行



社協パンフレット

(2) 福祉事業の推進

市民の福祉への意識啓発のため、啓発物品の配布や啓発活動を行います。

＜主な事業＞

赤い羽根共同募金 黄色い帽子配布（新入学児童）
街頭募金活動



◇PRも兼ねた街頭募金活動



◇鹿沼市教育長への黄色い帽子贈呈

VI. 寄り添う介護と自立支援

高齢者や障がい者が心身ともに自立し、家族と共に住み慣れた地域や自分の家で、生きがいをもち元気に生活し続けることができるよう、関係機関と連携した総合的なサービスを提供します。

1. 総合的な相談援助

在宅介護等に関する幅広い相談に応じ、必要なサービスが受けられるよう総合的な援助や関係機関との連絡調整を行います。

(単位：人)

令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (目標)
58	62	65

◇ 目標数値 (相談件数)

2. 要介護等認定者への支援

介護保険制度に基づき要介護者・要支援者等の心身の特性や生活ニーズを踏まえ、利用者の自立した在宅生活に向けての適切なサービスを提供します。また、事業関係者との連携を密にし、新規利用者の増加を図ります。様々なケースに対応できるよう、積極的に研修会へ参加します。

(単位：人)

(1) 居宅介護支援事業 (ケアプラン作成)

居宅サービス計画 (ケアプラン) の作成により、一人ひとりに適切に対応したサービス内容を調整します。

	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (目標)
要介護	月平均 77	月平均 79	月平均 90
介護予防	月平均 18	月平均 18	月平均 24

◇ 目標数値 (サービス提供者数)

(2) 通所介護事業 (デイサービス)

(単位：人)

通所による、食事や入浴、レクリエーション等により、日常生活支援と身体機能の維持向上を図ります。

月曜祝日の実施や「お試しデイサービス」・振替利用・半日利用など、利用の要望に合わせた営業を実施し、利用者の増加を図ります。

	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (目標)
要介護	月平均 175	月平均 138	月平均 175
介護予防	月平均 23	月平均 25	月平均 28

◇ 目標数値 (サービス提供者数)

コロナ禍で外出行事ができない分、室内でのイベントを増加し、楽しく過ごせるようにします。

引き続き、コロナウイルスの感染予防対策を徹底します。

3. 障がい福祉サービス事業の推進

障がい児者が地域で安心して暮らせるよう、利用者の選択に基づき適切な障害福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるように推進していきます。

(1) 指定特定相談支援事業

障がいのある人等からの相談に応じ、必要な支援を提供するほか、障害のある人等が障害福祉サービスを利用する前にサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとに支援を行いモニタリングを行う等の支援を行います。

(単位：人)

	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (目標)
特定相談	68	66	86
障害児相談	5	7	24

(2) 指定障害児相談支援事業

障がいのある子どもが障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児

◇ 目標数値（サービス提供者数）

支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。また、令和5年度は障害児の相談を積極的に行っていきます。

4. 事業の充実と積極的なPR

積極的な事業PRを行い、利用者増による健全運営に努力します。

<主な取り組み>

社協ホームページや社協だよりを活用し、広くPRに努める。

他事業所との連携と情報発信をする。

ボランティアや介護実習生を受入れ、通所介護事業利用者と交流を図る。



◇通所介護事業での行事（左：お花見・右：クリスマス会）

Ⅶ. 養護老人ホーム「鹿沼市千寿荘」の運営

全室個室の恵まれた環境で、利用者のニーズを的確に把握し、個別支援計画によって、入居者の自立支援を推進していきます。また、家庭的な雰囲気の中で、生きがいのある生活が送れるよう、各種行事、クラブ活動、地域との交流等を継続的に深め、社会活動への参加を支援します。さらに、緊急一時避難対応室運用事業においては、対象高齢者を何時でも迅速かつ安全に保護する役割を担います。

また、5期目の指定管理者受託施設として効率的で安全な運営をしていきます。

1. 利用者の自立支援と健康管理の促進

(1) 日常生活の支援と介護の提供

利用者の高齢化、虚弱化に伴う慢性疾患や認知症等を予防するとともに、常に清潔感のある施設維持に努めます。

<主な事業>

アセスメント作成会議による利用者の情報収集・分析
個別支援計画に基づいた生活援助、残存能力を活かした生活行為の訓練や支援
必要に応じ、利用者の医療機関への通院介助
外部の介護保険事業者との連携
給食運営委員会での食事ケアの充実

(2) 健康・衛生管理の支援

健康の維持増進を図り、特に感染症予防や対策を徹底します。

<主な事業>

定期健診(年2回) 肺癌検診(年1回)、嘱託医往診(月1回)、歯科検診(年1回)、インフルエンザワクチン接種、体重・血圧測定(月1回)、体温測定(毎日)、リズム体操による介護予防、うがいや手洗いの徹底、給食委員会・余暇活動委員会による嗜好調査、利用者及び職員の感染症予防研修会の実施(年2回)

(3) 生きがい活動の支援

趣味のレクリエーション活動を展開することにより、メリハリのある生活づくりを支援します。

<主な事業>

書道、大正琴、生け花、園芸活動、手芸、ウォーキング、外出買物会、日帰りレクリエーションの充実、カラオケ(毎週日曜日実施)、話し合いの会(年3回)、誕生会(月1回)、屋内外レクリエーションでの仲間作り、音楽による認知症予防

(4) 地域との交流支援

地域老人会や児童施設・小中高等学校、ボランティア団体との交流を積極的に推進し、施設の意義や認識を深めていただきながら、利用者の社会参加・活動を促進するよう努めます。

<主な事業>

道路清掃等の奉仕活動、地域老人との交流、児童・障害者施設との交流、施設への視察見学等の受入、ふれあいフェスタや各種イベント等への参加

2. リスクマネジメントの推進

適切な施設管理と利用者の事故防止対策としてリスクマネジメントを推進します。

<主な事業>

リアルタイムで全職員が利用者状況を把握できる適正な支援システムの充実
 地震や風水害時のマニュアルの運用
 ヒヤリハット事例(毎月)の検証と事故防止への取組み(随時)
 感染症の予防及び健康対策の強化(年2回の入居者検診と感染症対策職員研修)
 虐待防止マニュアルの運用

3. 経営基盤の強化と情報公開の充実

経営基盤の強化を図り、各担当者がそれぞれリーダーシップを発揮し、計画的でかつ効率的な事業運営を目指します。また、情報公開の適正化や個人情報の管理を徹底します。

<主な事業>

経費削減の徹底
 ホームページを活用した情報発信
 職員の意識改革の徹底(職場内外研修の充実)とOJTの推進
 施設改善に向けての各種委員会活動の実施と報告

4. 市指定管理者受託施設としての取り組み

5期目(R4.4.1~R9.3.31)の鹿沼市指定管理者受託施設として、利用者の安定した生活基盤となるよう、周囲の景観も含め良好な環境作りに努めます。また、経費の削減や職員の意識改革を徹底し、さらなる体制強化を図ります。緊急一時避難対応室運用事業では、高齢福祉課の要請にスムーズな受け入れを行います。

◇利用者状況◇ (単位：人)

	R3 (実績)	R4 (見込)	R5 (目標)
入所者数 (定員60名)	43	41	45
新規入所者	8	10	10
退所者	9	13	10
緊急一時避難 対応室利用者	3	0	0

◇令和4年度 納涼祭◇



Ⅷ. 「鹿沼市高齢者福祉センター」の運営

高齢者一人ひとりが、明るく希望をもち、個性を活かしながら生きがいのある健康的な生活を送れるよう、誰もが気軽に利用できる施設として、各種の教養講座の実施をはじめ、自主クラブ活動への支援を行います。

また、温泉入浴や血圧測定による健康チェックなども実施し、利用者の健康増進を推進していきます。

さらに、高齢者の交通手段確保策として市内5コースの無料送迎バスを引き続き運行していきます。

1 利用者の健康と生きがいづくり

(1) 教養講座の開催

高齢者の健やかな生活と生きがいづくりを促進するため、ワクチン接種が終了し、「鹿沼市高齢者・障害者トレーニングセンター」の利用者が使用している多目的ホールが使用可能になれば、速やかに講座の再開を目指します。

<過去の講座>

いきいき体操、らくらくヨガ、健康体操、楽しい折り紙

(2) 自主クラブの活動支援

利用者間の交流の場として、施設の有効活用を図ります。

<自主クラブ>

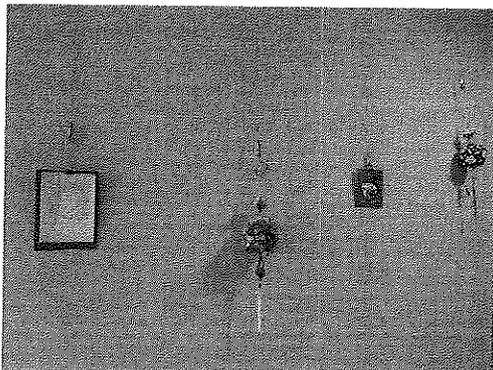
棋聖会、切り絵

(3) ギャラリー（展示場所）の活用

様々な趣味を活かした作品を展示する場としてギャラリーを提供します。

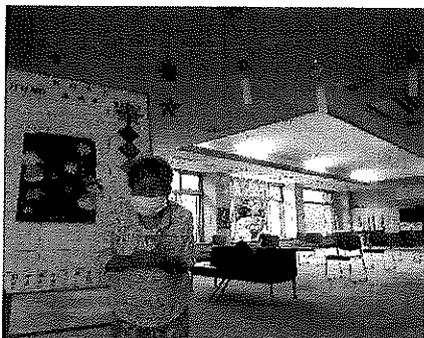
<参考>

版画、写真、折り紙などの作品展示



2 イベント事業の実施

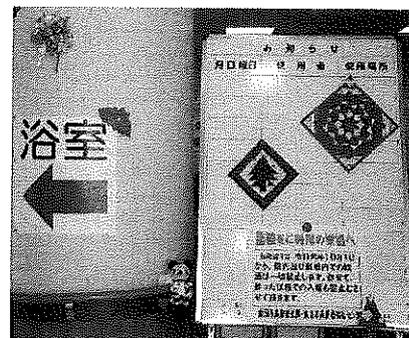
利用者を楽しんでもらえるよう、季節に合わせたイベントを企画・開催します。



◇七夕



◇サプライズイベント



◇クリスマス

3 安全安心の確保と利用促進

- (1) 施設を安心して利用していただくため、感染症予防対策を徹底するとともに、AEDやパルスオキシメーターを設置し、不測の事態に備えた体制を整えます。
また、全自動血圧計を設置し、利用者の健康維持に努めます。
- (2) 浴室やトイレに導入している緊急通報システムの活用や職員の巡回により、体調が悪くなった利用者を早期に発見し対応できるように努めていきます。
- (3) 施設を利用したことがない方々や老人クラブ等の各種団体に活用していただけるように引き続き、積極的なPRに取り組むなど利用促進に努めていきます。

4 市指定管理者受託施設としての取り組み

6期目（R5.4.1～R8.3.31）の鹿沼市指定管理者受託施設として、これまで以上に利用者の満足度が向上するよう職員が一丸となって取り組んでいきます。また、機械設備のメンテナンスや修繕等を計画的に行うことで不測の事態が生じないように努めます。さらに、経費の節減を徹底し、基盤強化を図ります。

【利用者累計】

(単位：人)

	60歳以上	中学生～59歳	障害者・小学生	無料利用者	合計
令和2年度	18,378	540	1,960	1,314	22,192
令和3年度	17,134	851	1,708	1,033	20,726
令和4年度（見込）	31,531	3,198	4,014	1,255	39,998